

千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則等の一部を改正する規則

(千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則の一部改正)

第 1 条 千代田区立幼稚園教育職員の人事考課に関する規則（平成13年千代田区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>千代田区立幼稚園教育職員の<u>人事評価</u>に関する規則 (目的)</p>	<p>千代田区立幼稚園教育職員の<u>人事考課</u>に関する規則 (目的)</p>
<p>第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第23条の2第2項の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、同条第1項</u>の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）第2条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）について、<u>職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及びその職務において挙げた業績</u>に応じた適正な<u>人事評価</u>を行うことにより、職員の資質能力の向上及び幼稚園組織の活性化を図ることを目的とする。 (<u>人事評価</u>)</p>	<p>第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第40条第1項</u>の規定に基づき、千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が千代田区立幼稚園に勤務する幼稚園教育職員（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号）第2条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）について、<u>能力と業績</u>に応じた適正な<u>人事考課</u>を行うことにより、職員の資質能力の向上及び幼稚園組織の活性化を図ることを目的とする。 (<u>人事考課</u>)</p>
<p>第 2 条 <u>人事評価</u>は、自己申告及び業績評価とする。</p>	<p>第 2 条 <u>人事考課</u>は、自己申告及び業績評価とする。</p>
<p>2～3 （現行に同じ） (対象となる職員の範囲)</p>	<p>2～3 （略） (対象となる職員の範囲)</p>
<p>第 3 条 <u>人事評価</u>は、すべての職員について実施する。ただし、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者を除く。 (定期評価)</p>	<p>第 3 条 <u>人事考課</u>は、すべての職員について実施する。ただし、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指定する者を除く。 (定期評価)</p>
<p>第 6 条 定期評価は、次に掲げる職員を除く職員について、毎年度1回、3月31日を基準日（以下「評価基準日」という。）として実施する。 (1) 条件付採用期間中の職員 (2) （現行に同じ） (特別評価)</p>	<p>第 6 条 定期評価は、次に掲げる職員を除く職員について、毎年度1回、3月31日を基準日（以下「評価基準日」という。）として実施する。 (1) <u>条件付採用期間が1年であって、条件付採用期間中の職員</u> (2) （略） (特別評価)</p>
<p>第 7 条 特別評価は、次に掲げる職員について、教育長が別に定める日を評価基準日として実施する。 (1) 前条第1号に掲げる職員で、その採用の日から起算して<u>5月</u>を経過するもの (2)～(3) （現行に同じ）</p>	<p>第 7 条 特別評価は、次に掲げる職員について、教育長が別に定める日を評価基準日として実施する。 (1) 前条第1号に掲げる職員で、その採用の日から起算して<u>10月</u>を経過するもの (2)～(3) （略）</p>
<p>第11条 相対評価は、職員の業績を当該職員の<u>任用、給与、分限、選考その他人事管理</u>に適切に反映させるために行うものとする。 2～3 （現行に同じ） (秘密の保持)</p>	<p>第11条 相対評価は、職員の業績を当該職員の<u>給与、昇任その他の人事管理</u>に適切に反映させるために行うものとする。 2～3 （略） (秘密の保持)</p>
<p>第14条 <u>人事評価</u>に携わる職員は、関係法令を遵</p>	<p>第14条 <u>人事考課</u>に携わる職員は、関係法令を遵</p>

<p>守して、秘密を保持しなければならない。 (書類の保管等)</p> <p>第15条 (現行に同じ)</p> <p>2 教育長は、職員が評価書の<u>開示</u>を申し出た場合は、当該職員に係る記録のうち、教育長が人事管理上支障がないと認めた部分について本人に対して<u>開示</u>することができる。</p> <p><u>3 教育長は、開示された評価結果に関する被評価者からの苦情について適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この規則に定めるもののほか、<u>人事評価</u>の実施について必要な事項は、教育長が定める。</p> <p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	<p>守して、秘密を保持しなければならない。 (書類の保管等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 教育長は、職員が評価書の<u>公開</u>を申し出た場合は、当該職員に係る記録のうち、教育長が人事管理上支障がないと認めた部分について本人に対して<u>公開</u>することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この規則に定めるもののほか、<u>人事考課</u>の実施について必要な事項は、教育長が定める。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(千代田区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則の一部改正)

第2条 千代田区立幼稚園教育管理職の業績評定に関する規則(平成13年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>千代田区立幼稚園教育管理職の<u>業績評価</u>に関する規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、幼稚園教育管理職の幼稚園経営における業績を正確かつ客観的に把握するとともに、これを<u>評価</u>し、その結果を幼稚園教育管理職の<u>任用、給与、分限、選考その他人事管理</u>に反映することにより、公正かつ科学的な人事管理を行い、もって幼稚園教育の一層の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) <u>業績評価</u> 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第23条の2第1項</u>の規定に基づき、千代田区教育委員会が行う幼稚園教育管理職の<u>挙げた</u>幼稚園経営における業績を把握し、<u>評価</u>するほか、職務遂行に当たっての適性等を把握することをいう。</p> <p>(3) 自己申告 職務について達成すべき目標、設定した職務目標に関する具体的成果等についての<u>被評価者</u>の申告をいう。</p> <p>(<u>業績評価</u>の実施の範囲)</p> <p>第3条 <u>業績評価</u>は、千代田区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の指定する者を除き、幼稚園教育管理職について実施する。</p>	<p>千代田区立幼稚園教育管理職の<u>業績評定</u>に関する規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、幼稚園教育管理職の幼稚園経営における業績を正確かつ客観的に把握するとともに、これを<u>評定</u>し、その結果を幼稚園教育管理職の<u>任用、給与、選考等</u>に反映することにより、公正かつ科学的な人事管理を行い、もって幼稚園教育の一層の充実を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>業績評定</u> 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第40条第1項</u>の規定に基づき、千代田区教育委員会が行う幼稚園教育管理職の幼稚園経営における業績を把握し、<u>評定</u>するほか、職務遂行に当たっての適性等を把握することをいう。</p> <p>(3) 自己申告 職務について達成すべき目標、設定した職務目標に関する具体的成果等についての<u>被評定者</u>の申告をいう。</p> <p>(<u>業績評定</u>の実施の範囲)</p> <p>第3条 <u>業績評定</u>は、千代田区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の指定する者を除き、幼稚園教育管理職について実施する。</p>

(業績評価の基準日)

第4条 業績評価の基準日は、9月30日(以下「前期基準日」という。)及び3月31日(以下「後期基準日」という。)とする。

(業績評価の対象期間)

第5条 業績評価の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、前期基準日にあつては当該基準日の属する年の4月1日から9月30日まで、後期基準日にあつては当該基準日の属する年の前年の10月1日から当該基準日の属する年の3月31日までとする。ただし、当該対象期間の途中で幼稚園教育管理職に採用された者、幼稚園教育管理職に昇任を命ぜられた者又は幼稚園教育管理職で転任を命ぜられた者については、その採用、昇任又は転任の日からを対象期間とする。

(評価者)

第6条 評価者は、次のとおりとする。

被評価者	第1次評価者	第2次評価者	最終評価者
園長	千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長(以下「教育担当部長」という。)	—	教育長
副園長	園長	教育担当部長	

2 教育長は、前項に定める者が評価を実施することが困難と認められる場合は、前項の規定にかかわらず別に各評価者を指定することができる。

(業績評価の方法)

第7条 業績評価は、第1次評価及び第2次評価にあつては絶対評価、最終評価にあつては相対評価で行う。

2 前項の相対評価の配分率は、園長又は副園長のそれぞれについて、教育長が別に定める。

(評価者の責務)

第8条 評価者は、被評価者からの自己申告を参考にして、被評価者の業績について公正に評価し、幼稚園教育管理職業績評価書(以下「評価書」という。)に記録するものとする。

2 第1次評価者は、評価後直ちに評価書を第2次評価者に提出するものとする。

3 第2次評価者は、第1次評価者の評価結果を参考に評価し、評価後直ちに評価書を最終評価者に提出するものとする。

4 最終評価者は、第1次評価者及び第2次評価者の評価結果を参考に評価を行うものとする。

(自己申告)

第9条 最終評価者は、業績評価に当たっては、

(業績評定の基準日)

第4条 業績評定の基準日は、9月30日(以下「前期基準日」という。)及び3月31日(以下「後期基準日」という。)とする。

(業績評定の対象期間)

第5条 業績評定の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、前期基準日にあつては当該基準日の属する年の4月1日から9月30日まで、後期基準日にあつては当該基準日の属する年の前年の10月1日から当該基準日の属する年の3月31日までとする。ただし、当該対象期間の途中で幼稚園教育管理職に採用された者、幼稚園教育管理職に昇任を命ぜられた者又は幼稚園教育管理職で転任を命ぜられた者については、その採用、昇任又は転任の日からを対象期間とする。

(評定者)

第6条 評定者は、次のとおりとする。

被評定者	第1次評定者	第2次評定者	最終評定者
園長	千代田区教育委員会事務局子ども部長(以下「子ども部長」という。)	—	教育長
副園長	園長	子ども部長	

2 教育長は、前項に定める者が評定を実施することが困難と認められる場合は、前項の規定にかかわらず別に各評定者を指定することができる。

(業績評定の方法)

第7条 業績評定は、第1次評定及び第2次評定にあつては絶対評定、最終評定にあつては相対評定で行う。

2 前項の相対評定の配分率は、園長又は副園長のそれぞれについて、教育長が別に定める。

(評定者の責務)

第8条 評定者は、被評定者からの自己申告を参考にして、被評定者の業績について公正に評定し、幼稚園教育管理職業績評定書(以下「評定書」という。)に記録するものとする。

2 第1次評定者は、評定後直ちに評定書を第2次評定者に提出するものとする。

3 第2次評定者は、第1次評定者の評定結果を参考に評定し、評定後直ちに評定書を最終評定者に提出するものとする。

4 最終評定者は、第1次評定者及び第2次評定者の評定結果を参考に評定を行うものとする。

(自己申告)

第9条 最終評定者は、業績評定に当たっては、

<p><u>被評価者</u>に対して自己申告を求めるものとする。</p> <p>2 <u>最終評価者</u>は、<u>第1次評価者</u>及び<u>第2次評価者</u>と協議し、<u>被評価者</u>に対して自己申告について適切な指導及び助言を行う。</p> <p>3 第1項の自己申告の実施については、教育長が別に定める。</p> <p><u>(評価書の効力等)</u></p> <p><u>第10条</u> <u>評価書の効力は、当該評価書に係る幼稚園教育管理職に関し、新たに評価書が作成されるまでの間の当該幼稚園教育管理職の業績を示すものとみなす。</u></p> <p><u>2</u> <u>評価書は教育長が保管する。</u> (秘密の保持)</p> <p><u>第11条</u> <u>業績評価</u>に携わる職員は、関係法令を遵守して、秘密を保持しなければならない。 (委任)</p> <p><u>第12条</u> この規則に定めるもののほか、<u>業績評価</u>の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p><u>被評定者</u>に対して自己申告を求めるものとする。</p> <p>2 <u>最終評定者</u>は、<u>第1次評定者</u>及び<u>第2次評定者</u>と協議し、<u>被評定者</u>に対して自己申告について適切な指導及び助言を行う。</p> <p>3 第1項の自己申告の実施については、教育長が別に定める。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p><u>第10条</u> <u>業績評定</u>に携わる職員は、関係法令を遵守して、秘密を保持しなければならない。 (委任)</p> <p><u>第11条</u> この規則に定めるもののほか、<u>業績評定</u>の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(千代田区立九段中等教育学校教育職員の人事考課に関する規則の一部改正)
 第3条 千代田区立九段中等教育学校教育職員の人事考課に関する規則（平成19年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>千代田区立九段中等教育学校教育職員の<u>人事評価</u>に関する規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第23条の2第2項の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、同条第1項の規定</u>に基づき、千代田区教育委員会が千代田区立九段中等教育学校に勤務する区費負担に係る教育職員（千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第33号）第2条に規定する教育職員をいう。以下「職員」という。）について、<u>職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及びその職務において挙げた業績</u>に応じた適正な<u>人事評価</u>を行うことにより、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(職員の<u>人事評価</u>)</p> <p>第2条 職員の<u>人事評価</u>に関する事項について</p>	<p>千代田区立九段中等教育学校教育職員の<u>人事考課</u>に関する規則 (目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第40条第1項に基づき</u>、千代田区教育委員会が千代田区立九段中等教育学校に勤務する区費負担に係る教育職員（千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年千代田区条例第33号）第2条に規定する教育職員のうち、<u>主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</u>（<u>常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。</u>）及び<u>実習助手</u>をいう。以下「職員」という。）について、<u>能力と業績</u>に応じた適正な<u>人事考課</u>を行うことにより、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(職員の<u>人事考課</u>)</p> <p>第2条 職員の<u>人事考課</u>に関する事項について</p>

<p>は、東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則（平成11年東京都教育委員会規則第57号）の適用を受ける職員の例による。 （委任） 第3条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p>	<p>は、東京都区市町村立学校教育職員の人事考課に関する規則（平成11年東京都教育委員会規則第57号）の適用を受ける職員の例による。 （委任） 第3条 この規則に定めるもののほか、人事考課の実施について必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則の一部改正)
第4条 千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評価に関する規則 （目的） 第1条 この規則は、中等教育学校教育管理職の学校経営における業績を正確かつ客観的に把握するとともに、これを評価し、その結果を当該教育管理職の任用、給与、分限、選考その他人事管理に反映することにより、公正かつ科学的な人事管理を行い、もって学校教育の一層の充実を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（現行に同じ） （2）業績評価 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき、千代田区教育委員会が中等教育学校教育管理職の挙げた学校経営における業績を把握し、評価するほか、職務遂行に当たっての適性等を把握することをいう。 （3）自己申告 職務について達成すべき目標、設定した職務目標に関する具体的成果等についての被評価者の申告をいう。 （教育管理職の業績評価等） 第3条 中等教育学校教育管理職の業績評価及び自己申告に関する事項については、東京都区市町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則（平成7年東京都教育委員会規則第17号。以下「都規則」という。）の適用を受ける教育管理職の例による。ただし、都規則中最終調整者に関する規定は適用しないものとし、都規則第6条の表中「区市町村教育委員会人事担当部長」</p>	<p>千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評定に関する規則 （目的） 第1条 この規則は、中等教育学校教育管理職の学校経営における業績を正確かつ客観的に把握するとともに、これを評定し、その結果を当該教育管理職の任用、給与、選考等に反映することにより、公正かつ科学的な人事管理を行い、もって学校教育の一層の充実を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）業績評定 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第1項の規定に基づき、千代田区教育委員会が行う中等教育学校教育管理職の学校経営における業績を把握し、評定するほか、職務遂行に当たっての適性等を把握することをいう。 （3）自己申告 職務について達成すべき目標、設定した職務目標に関する具体的成果等についての被評定者の申告をいう。 （教育管理職の業績評定等） 第3条 中等教育学校教育管理職の業績評定及び自己申告に関する事項については、東京都区市町村立学校教育管理職の業績評定に関する規則（平成7年東京都教育委員会規則第17号。以下「都規則」という。）の適用を受ける教育管理職の例による。ただし、都規則中最終調整者に関する規定は適用しないものとし、都規則第6条の表中「区市町村教育委員会人事担当部長」</p>

<p>とあるのは「<u>千代田区教育委員会事務局子ども部教育担当部長</u>」とし、都規則第7条第1項中「第一次評定にあつては絶対評定、最終評定にあつては相対評定」とあるのは「<u>絶対評価</u>」とする。</p> <p>2 教育長は、前項に定める者が<u>評価</u>を実施することが困難と認められる場合は、前項の規定にかかわらず別に<u>各評価者</u>を指定することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、<u>業績評価</u>の実施に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p>	<p>とあるのは「<u>千代田区教育委員会事務局子ども部長</u>」とし、都規則第7条第1項中「第一次評定にあつては絶対評定、最終評定にあつては相対評定」とあるのは「<u>絶対評定</u>」とする。</p> <p>2 教育長は、前項に定める者が<u>評定</u>を実施することが困難と認められる場合は、前項の規定にかかわらず別に<u>各評定者</u>を指定することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、<u>業績評定</u>の実施に関し必要な事項は、千代田区教育委員会教育長が定める。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千代田区立幼稚園教育職員の人事評価に関する規則、千代田区立幼稚園教育管理職の業績評価に関する規則、千代田区立九段中等教育学校教育職員の人事評価に関する規則及び千代田区立九段中等教育学校教育管理職の業績評価に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。